

改正後	現行
<p>環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二条の規定に基づき、次の表の地域の範囲の欄に掲げる地域を同表の地域の区分の欄に掲げるとおり区分し、当該地域の区分に応じ、当該地域が該当する地域の類型（新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和五十年環境庁告示第四十六号）に定める地域の類型をいう。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定する。</p> <p>（省略）</p> <p>（注） 橋りよう構造に係る部分については、その軌道中心線の長さを別途図面に表示し、その図面を広島県環境県民局環境部環境保全課並びに関係市役所及び関係町役場（当該市町の区域に係る図面に限る。）に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第二項の規定に基づき、次の表の地域の範囲の欄に掲げる地域を同表の地域の区分の欄に掲げるとおり区分し、当該地域の区分に応じ、当該地域が該当する地域の類型（新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和五十年環境庁告示第四十六号）に定める地域の類型をいう。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定する。</p> <p>（省略）</p> <p>（注） 橋りよう構造に係る部分については、その軌道中心線の長さを別途図面に表示し、その図面を広島県環境県民局環境部環境保全課及び関係地域事務所（所管区域に係る図面に限る。）並びに関係市役所及び関係町役場（当該市町の区域に係る図面に限る。）に備え置いて縦覧に供する。</p>